

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(二件)……………一
 - ………(都市整備局都市基盤部街路計画課)………一
 - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………一
 - ………(環境局総務部環境政策課)………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………八
 - ………(環境局環境改善部化学物質対策課)………八
 - 保安林の指定施設要件の変更予定……………九
 - ………(産業労働局農林水産部森林課)………九
 - 都道の区域変更……………九
 - ………(建設局道路管理部路政課)………九
 - 公有水面埋立ての免許……………二
 - ………(港湾局離島港湾部管理課)………二
- ### 公告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………二
 - ………(主税局課税部課税指導課)………二
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………二
 - ………(生活文化局都民生活部管理法人課)………二
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三
 - ………(同)………三
 - 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………四
 - ………(同)………四
 - 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………四
 - ………(産業労働局商工部地域産業振興課)………四
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
 - ………(同)………五

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
- ………(同)………五
- 土地改良区役員の就退任……………六
- ………(産業労働局農林水産部農業振興課)………六
- 当せん金付証券の発売委託……………七
- ………(全国自治宝くじ事務協議会)………七

告示

東京都告示第千八百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十一月二十一日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 施行者の名称 墨田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 線街路第三百二十六号線及び幹線街路放射第十三号線支線一
- 三 事業施行期間 平成二十八年十一月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 墨田区京島一丁目地内 使用の部分 墨田区京島一丁目地内

東京都告示第千八百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

- 平成二十八年十一月二十一日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 施行者の名称 墨田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 区画街路第六号線及び区画街路墨田区画街路第七号線
- 三 事業施行期間 平成二十八年十一月二十一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 墨田区京島一丁目地内 使用の部分 墨田区京島一丁目地内

東京都告示第千八百八十号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十八条第一項の規定に基づき、新可燃ごみ処理施設整備事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 浅川清流環境組合 管理者 大坪 冬彦
- 二 対象事業の名称及び種類 日野市石田一丁目二百十番地の二 新可燃ごみ処理施設整備事業 廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、日野市石田一丁目に位置する敷地において、一般廃棄物の焼却施設を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年十一月二十一日から同年十二月五日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 日野市環境共生部環境保全課

日野市神明一丁目十二番地の一

イ 国立市生活環境部環境政策課

国立市富士見台二丁目四十七番一号

ウ 府中市生活環境部環境政策課

府中市寿町一丁目五番地

エ 多摩市環境部環境政策課

多摩市関戸六丁目十二番地一

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎二十三階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1(1)～(10)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>【建設機械の稼働】 敷地境界南側付近の最大音地帯度出現地点における浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.046ng/m³であり、環境基準値(0.10ng/m³以下)を下回る。 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.040ppmであり、環境基準値(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。 建設機械の稼働に伴う寄与率は、浮遊粒子状物質が4.7%、二酸化窒素が31.0%である。 二酸化窒素においては、建設機械の稼働による寄与率が比較的高いことから、工事工程の平準化及び効率的な建設機械の稼働を行い、建設機械の稼働台数の低減に努めるなど、より一層の低減を図る。以上のことから、建設機械の稼働に伴う大気中における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p> <p>【工事用車両の走行】 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.041～0.045mg/m³となり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.031～0.040ppmとなり、環境基準値(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。 工事用車両の走行に伴う寄与率は、浮遊粒子状物質が0.001～0.10%、二酸化窒素が0.1～5.5%である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気中における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p> <p>【施設の稼働】 対象事業実施区域北北西側約500m付近の最大音地帯度出現地点における将来濃度は、二酸化硫黄(年平均値の2%除外値)は0.002ppm(寄与率2.4%)、浮遊粒子状物質(年平均値の2%除外値)は0.043mg/m³(寄与率0.07%)、二酸化窒素(年平均値の年間98%値)は0.032ppm(寄与率0.18%)、ダイオキシン類(年平均値)は0.018pg-TEQ/m³(寄与率0.13%)、塩化水素(年平均値)0.001ppm(寄与率2.4%)、水銀(年平均値)0.0025µg/m³(寄与率4.8%)となり、環境基準値又はその他の評価の指標を下回る。 また、排出力又の短期濃度(1時間値)の予測では、いずれの予測値も環境基準値又はその他の評価の指標を下回る。 以上のことから、施設の稼働に伴う大気中における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>【関係車両の走行】 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.041～0.045mg/m³と環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.030～0.038ppmと環境基準値(0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。 関係車両の走行に伴う寄与率は、浮遊粒子状物質が0.003～0.031%、二酸化窒素が0.4～2.7%である。 以上のことから、関係車両の走行に伴う大気中における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p> <p>【工場棟のフラットホー△付近等からの漏洩】 本施設のフラットホー△付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数10未満となり、規制基準値(臭気指数12)を下回る。 施設稼働の際は、環境保全のための措置を徹底するとともに、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への悪臭の低減に努める。以上のことから、本施設のフラットホー△付近等から漏洩する悪臭は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p> <p>【焼却炉稼働中の煙突からの拡散】 焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭は、最大音地帯度地点(風下側約50m)で臭気指数10未満となり、規制基準値(臭気指数10)を下回る。 施設稼働の際は、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への悪臭の低減に努める。 以上のことから、焼却炉稼働中の煙突から拡散する悪臭は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p> <p>【日野市プラスチック類資源化施設のフラットホー△付近等からの漏洩(参考)】 日野市プラスチック類資源化施設のフラットホー△付近等から漏洩する悪臭は、対象事業実施区域敷地境界で臭気指数12以下となり、規制基準値(臭気指数12)以下となる。 施設稼働の際は、環境保全のための措置を徹底するとともに、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への悪臭の低減に努める。 以上のことから、日野市プラスチック類資源化施設のフラットホー△付近等から漏洩する悪臭は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
2 悪臭	<p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で78dBとなり、動音基準値(80dB)を下回る。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で80dBとなり、動音基準値(70dB)を下回る。 なお、工事の際は、低騒音型の建設機械を使用するなど、より一層の環境配慮を行い、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
3 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で78dBとなり、動音基準値(80dB)を下回る。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で80dBとなり、動音基準値(70dB)を下回る。 なお、工事の際は、低騒音型の建設機械を使用するなど、より一層の環境配慮を行い、周辺環境への影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、61～71dBであり、「S1騒振8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒振9 国道20号/バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値(60～70dB)を下回る。「S1騒振8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒振9 国道20号/バイパス万願寺駅東」の騒音レベルについては、既に現況で環境基準値(60dB又は70dB)を上回っており、本施設の工事用車両による増分は0.1未満～0.4dBであることから、現況とほぼ同程度となる。</p> <p>「S1騒振15 北川原公園予定地(整備予定区域)」については、工事用車両の走行による騒音の増分が大きいため、工事用車両の低速運転に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間34～46dB、夜間30未満～42dBであり、全ての地点で規制基準値(55～65dB)を下回る。</p> <p>以上ことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>	<p>【工事用車両の走行】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、61～71dBであり、「S1騒振8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒振9 国道20号/バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値(60～70dB)を下回る。「S1騒振8 多摩川右岸側市道」及び「S1騒振9 国道20号/バイパス万願寺駅東」の騒音レベルについては、既に現況で環境基準値(60dB又は70dB)を上回っており、本施設の工事用車両による増分は0.1未満～0.4dBであることから、現況とほぼ同程度となる。</p> <p>「S1騒振15 北川原公園予定地(整備予定区域)」については、工事用車両の走行による騒音の増分が大きいため、工事用車両の低速運転に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間34～46dB、夜間30未満～42dBであり、全ての地点で規制基準値(55～65dB)を下回る。</p> <p>以上ことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
<p>3 騒音・振動</p>	<p>【施設の稼働】</p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界上の最大となる地点で昼間58dB、朝、夕、夜間50dBとなり、すべての時間帯において規制基準値(50～60dB)を下回る。</p> <p>また、刈草事業実施区域の南東側30mの範囲(第一特別地域)における敷地境界上で騒音レベルが最大となる地点の騒音レベルは、昼間48dB、朝、夕、夜間45dBとなり、すべての時間帯において規制基準値(45～50dB)を下回る。</p> <p>施設の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界上の最大となる地点で昼間48dB、夜間48dBとなり、規制基準値(60～65dB)を下回る。</p> <p>施設稼働の際には、環境保全のための措置を徹底するとともに、適切に施設の維持管理を行い、周辺環境への騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う騒音及び振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
<p>工事の完了後</p>	<p>【関係車両の走行】</p> <p>関係車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、58～71dBであり、「S1騒振9 国道20号/バイパス万願寺駅東」を除き、いずれの地点も環境基準値(65～70dB)を下回る。</p> <p>「S1騒振9 国道20号/バイパス万願寺駅東」の騒音レベルは、既に現況で環境基準値(70dB)を上回っており、本施設の関係車両による増分は0.1dBであることから、現況とほぼ同程度となる。</p> <p>「S1騒振15 北川原公園予定地(整備予定区域)」については、関係車両の走行による騒音の増分が大きいため、3市ハイツワッツト車等の低騒音型のごみ収集車両の採用、ピーク時の関係車両台数の低減及び低速運転について要請し、騒音の低減に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。</p> <p>関係車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間36～42dB、夜間30未満～42dBであり、全ての地点で規制基準値(55～65dB)以下となる。</p> <p>「S1騒振15 北川原公園予定地(整備予定区域)」の区間については、関係車両の走行による振動の増分が大きいため、3市ハイツワッツト車等の低騒音型のごみ収集車両の採用、ピーク時の関係車両台数の低減及び低速運転について要請し、振動の低減に努めるなど、より一層の環境配慮を行う。</p> <p>以上のことから、関係車両の走行に伴う道路交通騒音及び道路交通振動は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>4 水質汚濁</p> <p>工事の施行中</p>	<p>【土地の規制に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量(SS) (非降雨時)】</p> <p>土地の規制に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量(SS) (非降雨時)は、「S1水1 根川排水先」で4.8～8.4mg/L、「S1水3 多摩川下流側」で1.3～6.8mg/Lとなり、環境基準値(25mg/L) (根川は環境基準が設定されていない)より、多摩川下流側の環境基準を準用している。)を下回る。「S1水3 多摩川下流側」の浮遊物質量(SS) (降雨時)は33mg/Lであり、工事排水流入前の浮遊物質量(SS) (33mg/L)と同程度となる。</p> <p>以上のことから、土地の規制に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量(SS) (降雨時)は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
<p>5 土壌汚染</p> <p>工事の完了後</p>	<p>【土地の規制に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量(SS) (降雨時)】</p> <p>土地の規制に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量(SS) (降雨時)は、「S1水1 根川排水先」で4.8～8.4mg/L、「S1水3 多摩川下流側」で1.3～6.8mg/Lとなり、環境基準値(25mg/L) (根川は環境基準が設定されていない)より、多摩川下流側の環境基準を準用している。)を下回る。「S1水3 多摩川下流側」の浮遊物質量(SS) (降雨時)は33mg/Lであり、工事排水流入前の浮遊物質量(SS) (33mg/L)と同程度となる。</p> <p>以上のことから、土地の規制に伴い発生する地下水の放流先河川の浮遊物質量(SS) (降雨時)は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
<p>工事の完了後</p>	<p>本施設建設予定地における「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき土地利用履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査の結果、1単位数画で鉛及びその化合物による土壌汚染(GL-8m付近)及び土壌含有量(表層)の基準値超過が確認された。当該区画は、土壌汚染対策法に基づき形状変更時要届出区域に指定されているが、表層については既に規制除去による措置が完了している。当該区画の汚染土壌は、引き続き、関連法令に基づき適切な管理を行う。また、当該区画を含む範囲で土地の形状変更を行う際は、関連法令に基づき届出及び措置を実施する。</p> <p>日野市フランスタウン開発源化施設等の関連施設建設予定地については、解体予定の既存事務所等の廃止後、関連法令に基づき、必要に即して、日野市が土地利用の履歴等調査及び土壌汚染の状況の調査を実施する。関連施設建設予定地において、新たな汚染等が確認された場合は、日野市が適切に処理を行う。今後の届出、調査及び措置状況については、事後調査報告書等において報告する。</p> <p>以上のことから、「土壌汚染対策法」に定める指定基準及び「環境確保条例」に定める汚染土壌処理基準を遵守すると考える。</p> <p>本施設の稼働に伴う大気中におけるダイオキシン類が各予測地点の土壌へ沈着する等と想定は、30年間(1.325～1.650pg-TEQ/g)となり、土壌の将来濃度は現況濃度6.4～33pg-TEQ/gに寄与濃度を付加した7.9～34pg-TEQ/gになる等と予測する。このことから各予測地点における土壌の将来濃度は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水質の底質汚染を含む)」及び土壌の汚染に係る環境基準」が定める調査指標値「250pg-TEQ/g」を下回る。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う土壌中のダイオキシン類濃度は、周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
6 地盤	工事の施行中	煙突基礎部、排水槽及びごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、土留壁の安定性を確保するため、周辺地盤の変形は生じないと考えられる。掘削工事の施行に伴い、周辺地盤を低下させるテレーツェル工法を採用するか、圧密沈下が生じる地層が分布していないため、地盤沈下は生じないと予測される。
	工事の完了後	地下水流動阻害の発生程度が小さく、著しい地下水位の変動は生じないこと、地盤沈下を生じさせる粘性土層が分布しないことから、地盤沈下及び地盤の変形は生じないと予測される。以上のことから、地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等への影響が及ぶことはないと考えられる。
7 水循環	工事の施行中	煙突基礎部及びごみピット部等の深い掘削を行う箇所は、止水性の高いソイルセメント連続壁を用い、地下水の湧出を抑える。また、テレーツェル工法により上総層群砂礫層(K9)の被圧地下水を揚水し、掘削箇所の地下水位を低下させるもの。地下水は西の台地から等に供給されるため、掘削箇所周辺の地下水の変化はほとんど生じないと予測される。さらに、観測井戸により継続的に地下水位を測定する。一方、掘削箇所で湧出する地下水、テレーツェル工法で揚水した地下水については、沈殿処理した後、根川に放流するか、放水量が根川の流量に対してわずかであるため、流況の変化はほとんど生じないと予測される。
	工事の完了後	煙突基礎部及びごみピット部は、ソイルセメント連続壁によって地下水が遮断されることとなるが、不圧帯水層の透水性が良好で、河川からの供給もあるため地下水位は変化しないと予測できる。一方、被圧帯水層も透水性が良好で帯水層の厚さ、広がりに対して、地下水の流れを阻害するおそれがある地下構造物はわずかであるため(ごみピット部の幅は40m程度)、ほとんど地下水の流れを分断せず、地下水は地下構造物を回り込むと予測される。また、建屋の支持杭については、杭の間隔が概ね3~10m程度あり、透水性が良好なため地下水の流れを阻害しないと考える。煙突基礎部の杭については、透水性の低い粘性土層中の打設のため、地下水の流れを阻害するには至らないと予測される。
8 生物・生態系	工事の施行中及び工事の完了後	以上のことから、調査地域の生態・生育環境にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。
		本事業により想定される影響として、工事の施行中の建設機械の稼働に伴い発生する騒音と、掘削時の工事排水に伴う下流河川の水質の変化、並びに工事の完了後における施設稼働に伴う夜間照明が挙げられる。 騒音に関しては、発生の抑制・低減に努め、動物全員の生態環境の保全を図る。また、水質に関しては、工事に伴う濁水発生を低減に努め、水域を主な生態・生育域とする種の保全を図る。夜間照明に関しては、照明による影響の低減に努め、稼働性の種を主体とした動物の生態環境の保全を図る。

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
9 日影	工事の完了後	本施設(煙突含まず)、日野市フランスチップ類資源化施設、新事業所、既存ごみ焼却施設(煙突含まず)、既存不燃ごみ処理施設及び汚泥再生施設の6施設による日影は、北西側に隣接する地域では、4時間日影線は敷地境界から5m未満、2.5時間日影線は敷地境界から10m未満であり、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を下回る。北東側の根川に隣接する地域については、日影規制の緩和措置(根川~多摩川に非居住地域が広がることから、多摩川の対岸から5m河川側に入った位置を敷地境界とみなして、日影規制が適用される。)により、4時間日影線及び2.5時間日影線は、いずれも同条例に定める基準を下回る。
		また、北西側の東京都動物資源化施設センター多摩支所の建物に4時間未満の日影が生じるが、主に既存ごみ焼却施設によって生じる日影であり、本施設及び日野市フランスチップ類資源化施設等によって日影環境の著しい変化は生じないと考える。
10 電波障害	工事の完了後	以上のことから、本施設及び日野市フランスチップ類資源化施設等の存在によって、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。
		東京局の地上デジタル放送(21~27ch)の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域内に収まると予測され、周辺の住宅等への遮へい障害は生じないと予測される。地上デジタル放送(21~27ch)の遮へい障害要確認範囲は、対象事業実施区域の西側で、幅約150m、延長約230mの範囲と予測されるが、その範囲に住宅等は生じない。東京局の地上デジタル放送(16ch)の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域内に収まると予測され、周辺の住宅等への遮へい障害は生じないと予測される。地上デジタル放送(16ch)の遮へい障害要確認範囲は、幅約150m、延長約230mの範囲と予測される。
11 景観	工事の完了後	本事業に起因する電波障害の発生が明らかになった場合には、ケーブルテレビや共同受信施設の設置等の適切な措置を講ずることにより、テレビ電波の受信障害の状態は解消できると考える。
		【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 本施設及び日野市フランスチップ類資源化施設等は、既に既存ごみ焼却施設及び既存不燃ごみ処理施設が存在する対象事業実施区域内に整備するものであり、主要な景観の構成要素の改変の程度は小さいと考えられる。しかしながら、新たに高さ約85mの本施設の煙突が出現することによって、中景程度の距離(約1.8km)からも確認されるようになるなど、地域景観の特性が変化しうる可能性がある。本施設の煙突の意匠、色彩等については、周辺の景観と調和するよう配慮する。また、対象事業実施区域のフランスチップ処理センターは、「東京都自然保護条例」及び「日野市まちづくり指導基準」に定める緑化基準を遵守した緑地を確保するとともに、必要に応じて屋上緑化を実施し、緑の多い施設となるよう努める。
		さらに、事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都景観条例に基づく協議及び届出に基づき、建築物に係る公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。
		以上のことから、本施設及び日野市フランスチップ類資源化施設等の存在によって、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる。

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11 景観	<p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>本施設及び日野市フランスタウン開発施設等の存在に伴い、新たに一部スカイラインの変化や眺望の変化が予測される。本施設の工場棟南東側など、建物高さを低く出来る箇所は、出来る限り低くし、スカイラインの変化や近傍からの眺望の変化を小さくするよう努める。意匠、色彩については、周辺地域に調和したものとし、周辺の景観に配慮する。また、本施設の煙突については、中景程度の距離からでも確認できることから、中景程度の距離からも眺望の変化が予測されるため、工場棟と共に周辺地域と調和した色彩とし、周辺の景観に配慮する。</p> <p>さらに事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都景観条例に基づき協議及び届出に基づき、公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>以上のことから、本施設及び日野市フランスタウン開発施設等の存在により、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>
12 自然との触れ合い活動の場	<p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>本施設及び日野市フランスタウン開発施設等の整備に伴い、現状より6%～8%程度、形態率が増加すると予測される。対象事業実施区域の周縁部では樹木を植栽することにも、本施設の色彩は周辺と調和するよう配慮する。また、煙突を対象事業実施区域の中央付近に配置し、周辺入圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>さらに事業の実施の際は、上記の配慮を行うとともに、東京都景観条例に基づき協議及び届出に基づき、公共事業の景観づくり指針に適合した計画とする。</p> <p>以上のことから、本施設及び日野市フランスタウン開発施設等の存在により、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>【主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】</p> <p>本施設の工事に伴う主要な自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。</p> <p>また、既存の主要な自然との触れ合い活動の場は、現況と同様に多摩川堤防及び緑石又はガードレベルのある歩道によって、工事用車両の走行ルートと分離されている。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、公園内のグリーンセンター専用路近傍での大気汚染及び騒音・振動の予測の結果、いずれも環境基準等を下回っている。また、グリーンセンター専用路沿いは、公園利用者の安全確保のため、日野市によって、フェンス等が整備され、グリーンセンター専用路を公園と分離する計画である。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場に対し、安全確保のための施設や影響を緩和するための緩和区域が存在することから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12 自然との触れ合い活動の場	<p>【主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>工事用車両の走行ルートである多摩川沿いの市道では、多摩川堤防上に自転車歩行者専用道路、根川沿いに歩道及びガードレベルが整備されている。また、浅川沿いの市道に緑石のある歩道が整備されている。さらに今後、多摩川沿いの市道を横断する横断歩道が設置される予定である。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、公園内のグリーンセンター専用路を公園と分離するのと同時に、フェンス等が整備され、グリーンセンター専用路沿いにフェンス等が整備され、グリーンセンター専用路との接続部分及び歩道との交差点にはガードが設置され、公園利用者及び歩行者の立ち入りはならないよう歩道分離を徹底する計画である。また、ゲート開放時はゲートに交通誘導員を配置する計画であり、公園利用者及び歩行者等の立ち入りはならないよう安全確保に努め、日野市と協力していく。</p> <p>工事用車両の運転者に対しては、交通マナー及び安全確保のルールの遵守、周辺道路及び通学時間帯などの講習・指導を実施する。また、適宜、工事用車両の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全確保に努める。さらに工事用車両の整備を徹底し、故障や不具合による事故発生を未然防止に努める。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路上では、安全確保のための施設が存在すること、歩道分離を徹底することで安全が確保されることから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p> <p>【主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】</p> <p>本施設の工事に伴う主要な自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。</p> <p>また、既存の主要な自然との触れ合い活動の場は、現況と同様に多摩川堤防及び緑石又はガードレベルのある歩道によって、関係車両の走行ルートと分離されている。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、公園内のグリーンセンター専用路近傍での大気汚染及び騒音・振動の予測の結果、いずれも環境基準等を下回っている。また、グリーンセンター専用路沿いは、公園利用者の安全確保のため、日野市によって、フェンス等が整備され、グリーンセンター専用路を公園と分離する計画である。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場に対し、安全確保のための施設や影響を緩和するための緩和区域が存在することから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼすことはないと考える。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評面の結論
12 自然との触れ合い活動の場	<p>【主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>関係車両の走行ルートである多摩川沿いの市道では、多摩川堤防上に自転車歩行者専用道路が、根川沿いに歩道及びカートレーンルが整備されている。また、蒲川沿いの市道に緑道のある歩道が整備されている。さらに今後、多摩川沿いの市道を横断する横断歩道が設置される予定である。</p> <p>新たに日野市によって整備される計画である北川原公園予定地（整備予定区域）においては、日野市によってグリーンセンター専用路沿いにグリーンセンター専用路と一般道との接続部分及び歩道との交差部分にはゲートが設置され、公園利用者及び歩行者等の立入りはならないよう歩車分離が徹底される計画である。また、ゲート開放時はゲートに交通誘導員を配置する計画であり、公園利用者及び歩行者等の立ち入りはならないよう安全確保に努め、日野市と協力していく。</p> <p>関係車両の運転者に対しては、交通ブナー及び安全確保のルールの遵守、周辺道路及び通学時間帯などの講習・指導を実施する。また、関係車両の整備を徹底し、故障や不具合による事故発生の未然防止に努める。</p> <p>以上のことから、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路上では、安全確保のための施設が存在すること、歩車分離を徹底することで安全が確保されることから、本事業の実施によって、主要な自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼすことはないと考ええる。</p>
13 廃棄物	<p>【既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴う建設廃棄物（コンクリート塊、金属くず等）】</p> <p>既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴い、14,069.3t（建設汚泥含む）の建設廃棄物が発生し、690.0t（建設汚泥含む）が最終処分されると予測される（再資源化率：95.1%）。既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴い発生したプラスチック・コンクリート塊、コンクリート塊、木くず、建設汚泥、その他分別廃棄物及び建設廃棄物（総量）の再資源化率は、目標値を達成する。</p> <p>既存事務所等の解体撤去及び建設工事に伴い発生した建設混合廃棄物については、場内で発生した建設廃棄物の分別回収を徹底し、再資源化率の低い建設混合廃棄物の発生を抑制するとともに、建設混合廃棄物として排出せざるを得ない廃棄物については、中間処理施設において破砕・選別処理を行い、再資源化率の向上に努める。</p> <p>また、排出した廃棄物のうち、再利用できないものについては、産業廃棄物の運搬・処分業認可を受けた業者に委託し、マニフエストシステムを用いて適正に処分する。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務、目標値等は遵守できるものと考ええる。</p> <p>【建設工事に伴う建設発生土】</p> <p>掘削工事に伴う建設発生土の排出量は約17,690m³と予測される。建設発生土は、可能な限り埋め戻しや場内の植栽等への盛土等として使用するものとし、場外への排出抑制に努めることにも、場外へ搬出するものについては、可能な限り建設発生土再利用施設等へ搬出し、建設発生土の再利用に努める。受入先が定める受入基準に適合しない建設発生土については、法令に基づき、適正に処理・処分する。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務を遵守できるものと考ええる。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評面の結論
13 廃棄物	<p>【施設の稼働に伴う廃棄物（飛灰、汚泥）及び特別管理一般廃棄物（飛灰）】</p> <p>施設の稼働に伴う飛灰・飛泥の排出量は約6,700t、汚泥の排出量は約50tと予測される。また、飛灰中より約510tの飛灰を回収すると予測される。</p> <p>飛灰・飛泥については、全量エコセメント原料化し、焼却炉についても、全て資源化を行う。また、汚泥については、ごみベルトに投入し、焼却処理を行う。これにより、最終処分量をゼロとする。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務を遵守できるものと考ええる。</p>
14 温室効果ガス	<p>本施設では、電気、灯油の使用及びごみの焼却によって、59,131t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測されるが、発電によって15,746t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、43,385t-CO₂/年と予測される。</p> <p>本施設では、エネルギーの有効利用として、廃熱を利用して発電を実施し、施設の稼働に必要な電力の供給、余剰分の発電を行い一般電気事業者からの電力供給を削減するとともに、冷暖房設備などの動力部分のインバータ化による電力の使用量の削減、太陽光発電パネルの発電による必要電力の一部への充当により、温室効果ガスを積極的に削減していく。</p> <p>以上のことから、関係法令に定める事業者の責務及び配慮事項を遵守できるものと考ええる。</p>

●東京都告示第千八百八十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

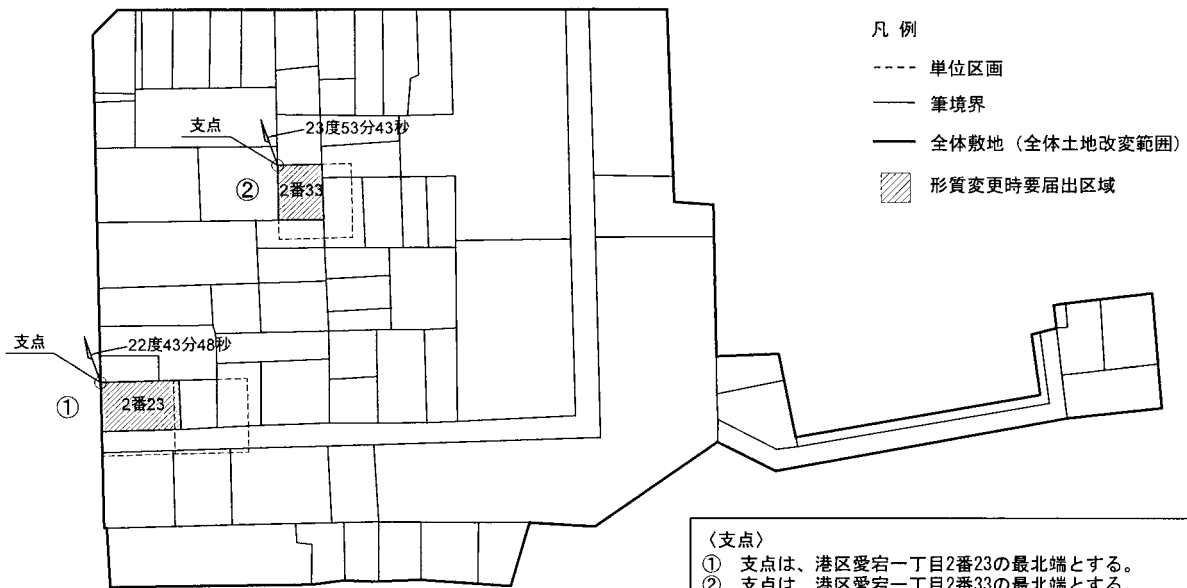
平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区愛宕一丁
目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 全体敷地（全体土地改変範囲）
- ▨ 形質変更時要届出区域

〈支点〉

- ① 支点は、港区愛宕一丁目2番23の最北端とする。
- ② 支点は、港区愛宕一丁目2番33の最北端とする。

- ① 〈格子の回転角度：22度43分48秒〉
- ② 〈格子の回転角度：23度53分43秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市・あきる野市・八王子市・西多摩郡日の出町

（以上三市一町について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千八百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

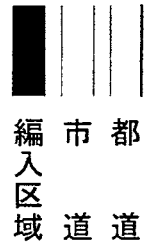
一 路線名 上館日野

二 変更の区間 八王子市館町二百九十三番一地内から同所二百八十九番二地先まで

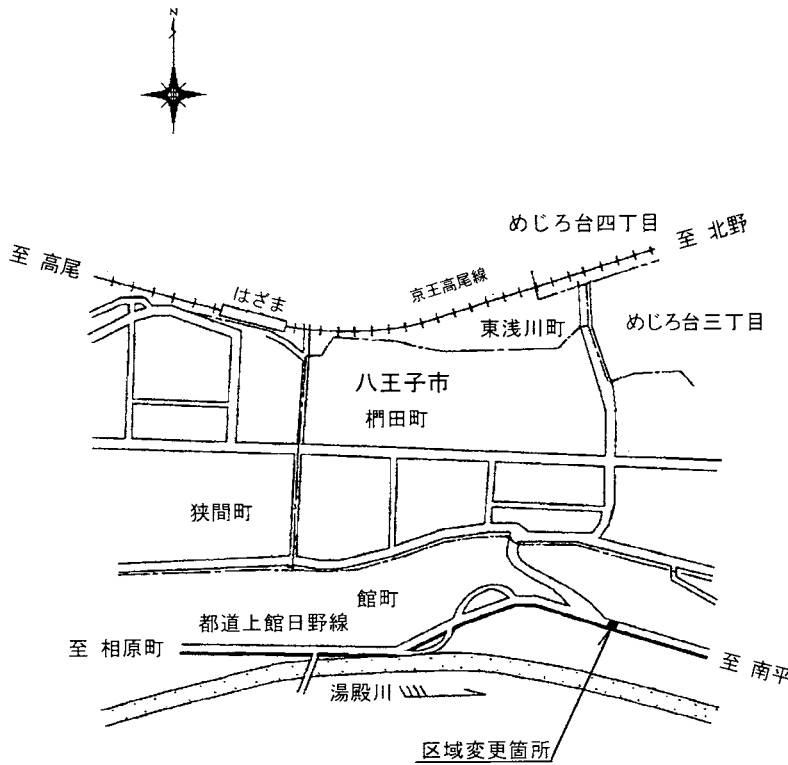
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道上館日野線区域変更略図
八王子市館町地内

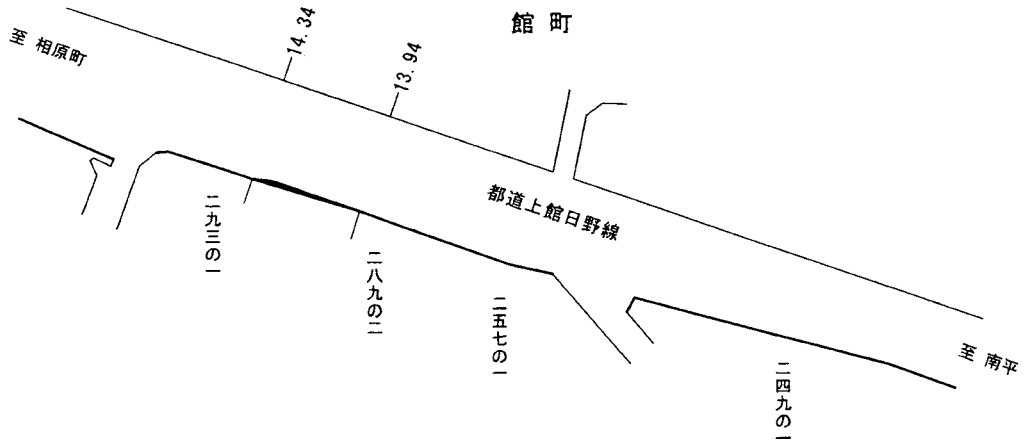


延長 一三・九九メートル
面積 二・四六平方メートル



八王子市

館町



●東京都告示第千八百八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十一日

二見港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 免許年月日

平成二十八年十一月八日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

小笠原村父島字東町地先二見港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯二七度〇五分四二秒四〇、東経一四二度一分四五秒六九)から二二七度三〇分一五秒一九・〇三メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三五度二三分四〇秒六・八メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二五度一六分五三秒〇・四三メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二五度一八分一三秒六・二七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三一六度五四分四八秒七・〇七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から四六度五八分一五秒五・九八メートルの地点

(三) 面積

四六・〇九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

小笠原村父島字東町地先二見港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯二七度〇五分四二秒四〇、東経一四二度一分四五秒六九)から二二八度二分五五秒一八・〇四メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三五度三七分一七秒二〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二五度三七分一七秒二五・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三一五度三七分一七秒二〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

五〇〇・一五平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三十六条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日

名称 氏名 事業所の所在地

株式会社 川名 友子 足立区扇一丁目三 平成二十八年 八月三十一日
川名商店 番二十四号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人COCCOLOプロジェクト

三 代表者の氏名

石谷 洋一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座一丁目十四番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、老人クラブの活動支援事業を通じて健全な高齢者の積極的な社会参加を支援し、かつ、介護が必要な高齢者及び子ども、身体に障害を持った人々に対して、介護並びに福祉に関する事業を行うことにより、すべての人が健やかで快適な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぬくぬくハウス

三 代表者の氏名

温井 克子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区玉川一丁目二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、介護、生活の支援及び相談に関する事業を行い、非営利セクターとして、行政・企業とのパートナーシップをもった新たな地域福祉システムの構築を図り、豊かな地域社会を創っていく活動に貢献して行くことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中国留学生交流支援立志会

三 代表者の氏名

五十嵐 貞一

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区東日本橋一丁目一番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本と中国の広く一般市民を対象として、中国人留学生が日本社会へ円滑に溶け込めるための語学研修事業や、言葉の不自由さや生活習慣の違い、或いは日本社会におけるアジア人への偏見、文化の違いによる誤解解消にむけた文化交流事業及び啓蒙事業を行い、更には、日本の高物価の中での生活の困難等の諸問題を克服する為の支援を通して、中国人留学生が安心して留学生活を送り、真の知日中国人として、日中友好の架け橋となる人材の育成を図ることにより日本と中国との国際親善、パートナーシップの構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人PIIDつばさの会

三 代表者の氏名

岩田 力

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目十一番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、原発性免疫不全症候群(以下「PID」)患者と家族ならびに一般市民に対してPIDに関する正しい知識の普及・啓発を行い、PIDに関わる医療環境ならびにQOLの向上を図ることによって、保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アート・トラスト

三 代表者の氏名

赤見 正行

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂五丁目一番三十五号

五 定款に記載された目的

この法人は美術を愛する人々に対して、出会いの場を提供し、信託を受けた芸術作品の保存に関することに関する事業を行い、草の根の芸術の振興に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人一粒の麦

三 代表者の氏名

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都府中市片町二丁目二十三番地の六</p> <p>三 代表者の氏名 川下 尋子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ブックントイ</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月二十五日</p> <p>申請のあった年月日 平成二十八年八月二十五日</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ブックントイ</p>	<p>伊東 節子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国分寺市並木町二丁目三十二番地七</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は一般市民を対象として、在宅で援助が必要な障害者・高齢者に対する地域に根ざして真心のこもった居宅サービス事業及び、援助が必要な児童に対する社会的自立と豊かな人間形成を図る事業併せて普及事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年十一月二十一日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもとその保護者に対し、良質のおもちゃと本を通じて、両者が楽しい時間を過ごすことで子どもの情緒発達を促し、また保護者には「楽しい育児」を体感してもらうことで子育てを支援し、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人藝術文化の薫るまち in ひの実行委員会</p> <p>三 代表者の氏名 村上 敏雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都日野市西平山五丁目二十五番地の一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日野市を中心とする地域住民に対して、市民参加の演奏会などの音楽を中心とした文化・藝術の向上に資する事業を行い、「藝術文化の薫るまち」の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シェイクハートプロジェクト</p>	<p>三 代表者の氏名 白井 長興</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区三栄町二十九番六号 Fビル五階 ルー ツ様方</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民と障害者及び社会的弱者を対象として、当人が夢を見つけ、それを実現する為のサポートを行っていく。 また身体等に障害があっても無くても、自身の強みを発見し、一人一人の能力に着目して、その個性が発揮できる社会づくりに寄与していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなのたすけあいセンターいたばし</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 勉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区板橋三丁目六十三番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、種々の生活支援や問題解決のための相談や社会制度等の情報提供、当事者間の交流を通じ、人的つながりに基づく支え合いや支援ネットワークの構築により、社会において誰も置</p>	<p>三 代表者の氏名 白井 長興</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区三栄町二十九番六号 Fビル五階 ルー ツ様方</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民と障害者及び社会的弱者を対象として、当人が夢を見つけ、それを実現する為のサポートを行っていく。 また身体等に障害があっても無くても、自身の強みを発見し、一人一人の能力に着目して、その個性が発揮できる社会づくりに寄与していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人シェイクハートプロジェクト</p>	<p>三 代表者の氏名 白井 長興</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区三栄町二十九番六号 Fビル五階 ルー ツ様方</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民と障害者及び社会的弱者を対象として、当人が夢を見つけ、それを実現する為のサポートを行っていく。 また身体等に障害があっても無くても、自身の強みを発見し、一人一人の能力に着目して、その個性が発揮できる社会づくりに寄与していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなのたすけあいセンターいたばし</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 勉</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区板橋三丁目六十三番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、種々の生活支援や問題解決のための相談や社会制度等の情報提供、当事者間の交流を通じ、人的つながりに基づく支え合いや支援ネットワークの構築により、社会において誰も置</p>	<p>三 代表者の氏名 白井 長興</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区三栄町二十九番六号 Fビル五階 ルー ツ様方</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民と障害者及び社会的弱者を対象として、当人が夢を見つけ、それを実現する為のサポートを行っていく。 また身体等に障害があっても無くても、自身の強みを発見し、一人一人の能力に着目して、その個性が発揮できる社会づくりに寄与していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

きりにせず、健康で文化的な生活を実現していくことに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際交流支援ネットワーク協会

三 代表者の氏名

小林 登志夫

四 主たる事務所の所在地

東京都港区浜松町一丁目二十三番七号 アスクエンジ株式会社内

五 定款に記載された目的

この法人は、国際交流活動及び教育の研究開発等の支援活動を行い、青少年の健全育成と職業能力の向上に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人夢職人

二 代表者の氏名

岩切 準

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区亀戸六丁目五十四番五号 小川ビル二階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年九月二十日

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称) Super Sport

二 店舗所在地

s XEBIO調布店
調布市飛田給一丁目三十四番地十五ほか

三 設置者名

共進倉庫株式会社

四 設置者住所

調布市飛田給一丁目三十四番地一
ゼビオホールディングス株式会社
ほか未定

五 小売業を行う者の氏名又は名称

平成二十九年七月八日

六 新設をする日

二千四百二十平方メートル

七 店舗面積の合計

店舗内 九十台

八 駐車場の位置及び収容台数

店舗北西側 百二十一台

九 駐輪場の位置及び収容台数

店舗南東側 百十平方メートル

十 荷さばき施設の位置及び面積

店舗内 十二・八五立方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

午前十時

十二 小売業を行う者の開店時刻

午後九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻

午前九時三十分から午後九時三十分まで

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯

一か所 店舗北側

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

午前六時から午後十時まで

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成二十八年十一月七日

十七 届出日

<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十九 縦覧期間 平成二十八年十一月二十一日から平成二十九年三月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十八年十一月二十一日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 丸井新宿東口ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十八番一号</p>	<p>三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社ほか六名</p> <p>四 設置者住所 千代田区三崎町三丁目三番二十三号ほか</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 青山商事株式会社ほか四名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 青山商事株式会社ほか四名</p> <p>七 変更日 平成二十七年七月一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年十一月一日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年十一月二十一日から平成二十九年三月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年十一月二十一日</p> <p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 八王子市狭間千四百五十六番地</p>	<p>三 設置者名 住友商事株式会社</p> <p>四 意見 八王子市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 八王子市長 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年十一月一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年十一月二十一日から同年十二月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 (仮称)世田谷若林店舗</p>	<p>三 設置者名 住友商事株式会社</p> <p>四 意見 八王子市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 八王子市長 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年十一月一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年十一月二十一日から同年十二月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 (仮称)世田谷若林店舗</p>	<p>三 設置者名 住友商事株式会社</p> <p>四 意見 八王子市長 意見なし</p> <p>ア 聴取者 八王子市長 意見なし</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 平成二十八年十一月一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十八年十一月二十一日から同年十二月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 (仮称)世田谷若林店舗</p>
--	--	--	--	--

二 店舗所在地 世田谷区若林三丁目百五番三ほか
 三 設置者名 合同会社アセツツブレイン
 四 意見

ア 聴取者 世田谷区長
 イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年十一月四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地改良区役員の就退任について

昭島用土地利用改良区理事長谷部直行から平成二十八年九月二十七日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 退任

退任年月日 平成二十八年九月二十二日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 昭島市中神町二丁目三 植田 芳雄 理事長
 番十三号

同右 同 市宮沢町二丁目三 鈴木 勇作 副理事
 十二番十一号

同右 同 市郷地町一丁目五 中田 育夫

二 就任

就任年月日 平成二十八年九月二十三日

役職名 住 所 氏 名 備考

理事 昭島市拝島町四丁目十 谷部 直行 理事長
 六番四十一号

同右 同 市東町四丁目十七 坂本 陽 副理事
 番六号

同右 同 市玉川町五丁目二 伊藤 孝弘

同右 同 市福島町二丁目二 新藤 克明
 番三十号

同右 同 市玉川町三丁目二 薬袋 芳高
 十九番六号

同右 同 市玉川町五丁目十 石川 實
 番三号

同右 同 市宮沢町三丁目五 小池 孝
 番十五号

雑 報

同右 同 市拝島町二丁目八 野島 喜博
 番十三号
 監事 同 市大神町四丁目二 森田 健
 十番五号
 同右 同 市中神町二丁目三 川島 章夫
 十四番五号

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十八年十一月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第七百十三回全国自治宝くじ
 四百二十億円 一億四千万枚
 (三十億円を一単位(一ユニット)として十四
 単位(十四ユニット)。ただし、発売状況により、
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし
 てユニット単位で増額する場合がある。)
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 平成二十九年二月二十二日から同年三月十七日
 まで
 発売額三十億円に対して十四億六千九百九十万
 円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して二億六百四十万五千百
 七十二円
 発売額三十億円に対して一億一千七百二十九万
 九千円

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 平成二十八年十二月五日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第七百十四回全国自治宝くじ
 百二十億円 四千万枚
 (三十億円を一単位(一ユニット)として四単
 位(四ユニット)。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百二十五パーセントを上限として
 ユニット単位で増額する場合がある。)
 一枚三百円

三 証券金額
 四 発売期間
 平成二十九年二月二十二日から同年三月十七日
 まで

五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 発売額三十億円に対して十四億五千万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 画を除く全ての事務
 発売額三十億円に対して二億四百五十八万四千
 四百円
 発売額三十億円に対して一億一千六百九十九万
 一千円

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 平成二十八年十二月五日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第七百十五回全国自治宝くじ
 二十七億円 千三百五十万枚
 一枚二百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 平成二十九年三月十八日から同月三十一日まで
 発売総額に対して十二億二千四十万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売総額に対して二億四千四百一十八万八千
 円
 発売総額に対して一億六千四百七十万円
 平成二十八年十二月五日

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 平成二十八年十二月五日
 十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクルされています。